

第3回定例会会議録

令和5年 9月 4日（月）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和5年第3回御代田町議会定例会を開会します。

本日暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は13名であります。尾関充紗議員より欠席の届出がありました。

理事者側は全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

柳澤議会事務局長。

（議会事務局長 柳澤俊義君 登壇）

○議会事務局長（柳澤俊義君） それでは、書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和5年9月4日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案28件、報告1件、諮問1件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、森泉謙夫議員他7名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから15ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

16ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしま

すので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

8月25日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和5年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案28件、報告1件、諮問1件の計30件であります。一般質問の通告者は8名でありました。

6月定例会以後提出された陳情、請願はありませんでした。

これにより、会期は、本日より9月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程表につきましては、書類番号1、17ページをご覧ください。

令和5年第3回御代田町議会定例会会期及び審議日程表

第 1 日	9 月 4 日	月曜日	午前 10 時	開会	諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日	9 月 5 日	火曜日	午前 10 時	一般質問	
第 3 日	9 月 6 日	水曜日	午前 10 時	一般質問	

第 4 日	9 月 7 日	木曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 5 日	9 月 8 日	金曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 6 日	9 月 9 日	土曜日		休会
第 7 日	9 月 1 0 日	日曜日		休会
第 8 日	9 月 1 1 日	月曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 9 日	9 月 1 2 日	火曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 0 日	9 月 1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 1 日	9 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	委員長報告
				質疑
				討論
				採決
				議会構成
				閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

18 ページをお願いいたします。

常任委員会開催日程

町民建設経済常任委員会

9 月 7 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室

9 月 8 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室

総務福祉文教常任委員会

9 月 1 1 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室

9 月 1 2 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室

全員協議会の日程

9 月 1 3 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室

以上となります。

報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より

9 月 1 4 日までの 1 1 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月14日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（五味高明君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

6番 赤田憲子議員

7番 中山温夫議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和5年第3回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

昨日、浅間国際フォトフェスティバルが閉会となりました。1か月半にわたる開催の中で皆様にもご理解いただきながら開催したわけでございます。今のところ、前回と比較しましてお客様2割ぐらい増えたのではないかと担当から報告を受けているところであります。各週末にいろいろなイベントを開催させていただいたことなどから、昨年以上に来場者の掘り起こしができたことは大変ありがたいと思っております。また来年以降の開催に向けて真剣に検討してまいりたいと思っております。

また、今回、今議会は決算議会であります。今後の政策にも密接に関わりがある部分が大変多うございます。慎重な審議をお願いできればと思っております。

今回の提出議案についていろいろご説明したいと思うんですが、その前に、前回議会から既に、当然ですけれど3か月が経過しております。その中で今後御代田町に欠かせない政策についていろいろと調査・研究し、また職員と議論をし、一定の方向性が見えてきた部分がありますので、本日この時点での検討状況について皆さ

んにお話ししたいと思います。少々長くなりますが、お付き合いいただければと思います。

筆頭に掲げるべきは子育て政策かと思います。私が初当選した4年前から、子育てを前面に掲げて政策を進めてまいりました。2月の町長選挙において私は、3歳未満児保育料の軽減と町独自の児童手当の二つを公約に掲げました。

まず、3歳未満児保育料の軽減についてであります。保育料には2種類ありまして、3歳以上児の保育料と3歳未満児の保育料があります。よく3歳という言葉を抜いて「以上児」、「未満児」と言うことがよくありますが、このうち3歳以上児の保育料に関しましては、皆様ご案内のとおり、令和元年10月に全国一律で無償化されたところでありまして、ちなみにその際、同時に幼稚園も無償化されております。

一方、3歳未満児の保育料については、それぞれのご家庭でご負担いただいております。国としては、全国一律の取組で予算的に未満児までカバーし切れないというのが実態なのかなと考えているところでありましてけれども、家庭の負担額が大きい未満児のほうも私なりに何とかできないか感じてきたところでありまして。

対象をどこにするのかということについては、ご家庭での費用負担の大変さと、町として可能な予算額とのバランスで決定していくべきことだとは思っておりますけれども、私は、選挙中も掲げておりましたとおり、1人目のお子さんからより産み育てやすいようにしたいという思いがございます。もちろんこれまで町として取り組んでいる同時在園、2人目の半額軽減、また3人目以降の全額免除も維持した上で、ただこれは一部のお子さんでありますので、今後全てのお子さんについて軽減を図ることを基本として取り組んでまいりたいと考えているところでありまして。時期が来ましたら議会の皆さんにお示し申し上げたいと思いますので、その際はどうかよろしく願いいたします。

また、町独自の児童手当についてであります。ごちゃごちゃになってしまわないようにご説明したいと思いますが、まず、今定例会において一般会計補正予算案として議会の皆さんにお示しするのは、現在、国が一定所得以上の家庭を給付対象から外している、いわゆる所得制限について町独自に撤廃するご提案であります。

児童手当法の改正により、昨年6月から、児童手当の受け取りに所得限度額が新設され、児童を養育する世帯の所得が限度額以上の場合は、児童手当本体の手当は

おろか、1人月5,000円に減額して支給される特例給付もストップされてしまいました。私は、親の所得と関係なく全てのお子さんにこういった手当は支給するのが筋だと考えております。政府は今のところ、来年中に所得制限の撤廃に踏み切る方針のようですが、私は、子育て支援に所得制限を設けるのは不合理であるとお示ししたい。この理不尽な状況をできるだけ早く解消したいと考えております。御代田町は、政府方針を1年前倒しし、来月の支給分から特例給付と同額の特別給付金を、今、児童手当を受けられていないお子さん全員に支給するように改めてまいりの方針であります。このため要綱を整備し、今回の補正予算に6月分からの特別手当として1,200万円を計上しておりますので、議員各位のご賛同をお願いするところであります。

これとは別に私は、町長選挙中に、町独自の児童手当を創設するというお話をし、てまいりました。児童手当という言葉自体は国の制度でありますので、言い方はこれから考える必要がありますけれども、分かりやすくするため、ここでは町独自の児童手当と申し上げてまいります。

現在、町の子育て関連の給付制度は、小中学生の給食費無償化と高校生の就学支援金があります。小中学生の給食費無償化は、お子さん1人当たり年間5万円を超える町負担です。

また、高校生の就学支援金は、年間1万2,000円を支給してあります。ここからこぼれ落ちるお子さんには、大きく3つのパターンがあります。最も大きな塊が、6歳までの未就学児であります。

2つ目が、町内に住んでいて町外の学校に通っている小中学生。給食費の無償化が基本的に町内の学校を対象にしているということからこぼれ落ちると。

また3つ目が、いわゆる高校生年代でも仕事を持っている若い皆さん。私は、御代田町に住む18歳までのお子さんについて、現在の支援策から漏れるお子さんも含めて、全員を何らかの形でサポートしたいと考えております。

できるだけ来年度の当初予算に間に合うように設計してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

これまでお話ししてきたのが、未満児保育料の軽減と国の児童手当における所得制限の撤廃、そして町独自の児童手当の創設の3つについてであります。さらに幾つか現在の考え方、現在の進行状況についてご紹介したいと思っております。

4つ目に挙げたいのが、保育園定員のさらなる拡大についてであります。6月の定例会において、来年4月、おおきくなあれ保育園を運営する法人が、3歳以上児対象の認可保育園を開設する予定であることをご報告申し上げました。そして国・県・町による建設補助金の支給に関して補正予算案をお認めいただいたところであります。ですが、これでも町内の保育園の定員は不足していることをお知らせしなくてはなりません。現在、御代田町で生まれたお子さんのほかに、乳幼児の段階で保護者と共に御代田町に引っ越してくるお子さんが大変多い状況であります。したがって、町の従来の人人口推計を基本に置いた保育園の需要予測を現実が大きく上回ってきております。私としましては、足元で未満児の保育需要が大きく高まっている以上、3歳以上児の保育需要も当然ながら大きくなると予測しており、子育てに関する各法人と対話を進めてきております。あまり遠くない将来に、3歳以上児向けのさらなる保育園開設に関し、議会の皆さんと協議できる状況が来るのではないかと考えております。

3歳以上児の受入れの選択肢が広がりますと、雪窓、やまゆり、二つの町立保育園の定員にも当然余裕が生まれてまいります。未満児の受入れに関しても、少なからずプラスになることが見込まれます。

また現在、大変心苦しいことでもありますけれども、休止している一時保育の再開にも道を開くものだと考えております。

まだまだ保護者の皆さんにご不便をおかけしておりますが、できるだけ早く現状を打開したいと考えておりますので、どうかご理解、ご協力をお願い申し上げます。

5点目は、雪窓、やまゆりの両町立保育園の大規模改修についてであります。雪窓保育園については、給食室が大変手狭でありまして、アレルギー食への対応等、大変心もとない状況が続いております。建設用地の拡大など課題はあるものの、何とかめどを立てたいと考えております。

また、やまゆり保育園も共通するのですが、現在、両保育園には保育士など職員のための更衣スペース、更衣室がございません。したがって、トイレや倉庫でこそこそと着替えることを余儀なくされています。

また、何らかの悩みを抱える一般の保育士、あまり大っぴらに相談できないことも数多くあると思います。一般の保育士が主任保育士、また園長と話すための部屋もありません。同時に保護者が園側にある程度シビアな相談をするような場面とい

うのものもあるわけですが、そういった場合にもプライバシーを確保する手段がない状況にあります。さらには、園児が体調不良の際、救護室がないので、体調が悪い場合は事務室で寝かせているというのが現状であります。時代の変化と常時不足している保育士の処遇改善や、保護者とのよりよいコミュニケーション、また子供たちへのケア強化のため、両町立保育園の大規模改修はもはや欠かせないものと考えております。今後、具体的にテーブルに載せて検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

最後に、これから話題となるであろう役場内へのこども家庭センターの設置についてであります。

国では、こども家庭庁が設置されました。政府方針では来年4月から市町村へのこども家庭センター設置を求め、努力義務とする方向であります。御代田町は既に子育て世代包括支援センターを開設しておりまして、新たなこども家庭センターをつくるにしても、その機能の多くは既に稼働している状態であります。しかし、こども家庭庁とのやり取りは今後頻繁になってくると思います。そうなりますとやはり統一した対応窓口が必要となっていることが予想されてまいります。

また、児童虐待への対応事案、足元でちょっと増えているんじゃないかなという感触があります。今後、御代田町で増えてくる可能性があると思います。したがって、努力義務とは申しても、当町の規模では設置は必須のものとなってくのではないかなと考えております。福祉係や健康推進係を持つ保健福祉課と、こども係を持つ町民課、さらには教育委員会にも関係範囲が及ぶものと思いますので、各課連携して、できる限り来年度の設置を目指したいと考えております。

子育て施策について、るる述べてまいりましたが、子育て以外にも重要な分野は数多くあります。子育てと同様に重要なのが、高齢者の暮らしについてであります。

先日、総務福祉文教常任委員会から要望書を提出したいということで、五味高明議長と池田るみ委員長、中山温夫副委員長がお越しになりました。その中でも特に強調されていたのが、タクシー券の利用上限枚数の引上げかと思えます。

現在、御代田町は、70歳以上の高齢者について、1枚1,000円のタクシー券を300円で購入できることとなっておりますが、その上限がありまして、年間48枚であります。年間48枚ということは、月に4枚、4,000円分ということでありまして、ある程度遠くの医療機関に通院する場合など、なかなか心もとな

いのが現状かなと思います。これまで御代田町としては、上限まで使い切っている方の割合が必ずしも高くないということが統計的に分かっておりまして、上限の引上げには慎重でありました。しかし前回、タクシー券を1枚400円から300円に負担を値下げしたときに、タクシー券の用途制限も撤廃し、レジャーなどにも使えるようにしております。ですが、現在、例えば通院に関してはより必要性が高いということは、やはり町としても今後サポートをより手厚くする対応が必要なのではないかなというふうに考えるようになってきております。まだ具体的な検討はこれからになるかと思えますけれども、従来の上限を超える分について、通院などの限られた用途について、さらに多く購入できるようにするなどのことを検討してまいりたいと考えております。

また、今年度は来年度から3年間の第9期介護保険計画の策定期間となります。コロナ禍で介護保険の利用に変化が見られた部分もありますが、来年度ともなりますと、コロナ以前の状況にそれなりに戻ってくると思われれます。そんな中で次の期間の介護保険料をどうしていくかは、かなり大きな課題と捉えております。もし保険料を上げることとなったらどうするのかをあらかじめ考えておかななくてはなりません。

介護保険事業勘定特別会計は、原則的に一般会計からの繰入れが禁止されております。これまでの利用実績等から保険料を検討していかざるを得ないというわけがあります。したがって、保険料を直接的に抑制する方策は極めて限られております。介護保険の第1号保険料を支払っていただいている65歳以上の皆さんの負担軽減をどのように図っていくのか、対策を真剣に考えてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

これまで述べたとおり、子育て施策、高齢者施策、いろいろ考えております。ほかにも重要な施策分野、多数に上りますけれども、このほか各課から取りまとめた報告や本議会でご提案している議案にも重複する部分が多々ありますので、個別に指摘し、ご説明としたいと思えます。

まず、8月の豪雨による被害についてのご報告であります。

8月1日、塩野配水池設置の雨量計で、時間最大雨量25mmの豪雨がありました。この雨により、町道の浅間幹線、これは通称「1000メートル林道」と呼ばれている道路であります。この舟ヶ沢付近で路肩の崩落が発生しました。発生の後、

私すぐ現場に行きまして、写真を撮って、今「X」というんですか、旧ツイッターにも上げさせていただきましたので、状況をつぶさにご覧いただいている方も多いかと思えます。

また、同 17 日には、時間最大雨量 17 mm、翌 18 日は 28 mm の豪雨により、同じく町道浅間幹線の寺沢区から山地放牧研究拠点草地試験場の区間で 4 か所の路肩崩落が発生しました。さらに同 23 日も時間最大雨量 30 mm の豪雨があり、倒木等が発生しました。

現在、町道浅間幹線は、この立て続けの被害により、寺沢から舟ヶ沢の区間について、自転車、歩行者は通行可能としておりますけれども、山地放牧研究拠点草地試験場の出勤者などの一部を除きまして、自動車については安全を考慮し、通行止めさせていただいております。早期開通に向け、災害復旧工事に着手しているところであります。いましばらくお待ちいただくことになろうかと思えますけれども、ご理解をお願い申し上げます。

また、同 1 日には、伍賀地区を中心に降ひょうの被害がありました。佐久浅間農業協同組合及び農業法人からの報告から、総被害額は 2,137 万円に上り、被害面積は 7.4 ha でありました。レタス、サニーレタス、ロメインレタス、キャベツの葉物野菜に大きく影響がありました。

町民の皆さんがひとしくご経験のとおり、今年の夏はとにかく暑かったですね。しかしこれが今年だけの問題かという、むしろ今後の気候変動の序の口に過ぎないという専門家の声もあります。先ほど説明した災害の甚大化は、気候変動の影響も少なくないと捉えておりまして、今後、国土強靱化に関し、御代田町がまとめた地域計画に基づき、いや、それ以上の防災対策を打っていく必要があると考えております。議員各位のご意見を賜れたら幸いです。

続いて、産業経済課における原油価格・物価高騰の影響に伴う経済対策について申し上げます。

町では、原油価格・物価高騰により経済的に影響を受けている町内の事業者及び農業者に対し、経営等の支援を目的として、事業者向け、農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金事業を実施しております。令和 4 年分の事業収入額、もしくは農業収入額等に応じて、1 事業者、農業者当たり 5 万円から 15 万円を支給するもので、申請期間は既に 9 月 1 日金曜日に始まっておりまして、締切りを 12 月 22 日

金曜日までとしております。本事業の詳細については、広報やまゆり9月号も配付しておりますが、9月号及び町ホームページに既に掲載しておりますので、対象となる事業者、農業者の方は、12月までいいと言わずにできるだけ早く、お忘れなようにお早めにお手続、申請手続をお願いしたいと思います。

御代田町は、コロナ禍での経済対策の対象者に早くから農業者を組み入れており、御代田独自の取組としてきております。今回の原油価格・物価高騰対策では、ポンプ稼働のための電気量が大きく上がっている町内各地の灌水組合も給付の対象といたしました。御代田町の基幹産業の一つである農業への対応は今後も重視してまいりますので、関係者の皆様のご理解をお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただきました案件は、人事案1件、事件案3件、条例案5件、決算認定11件、補正予算案8件、報告事項1件、諮問1件の計30件であります。かなり多い件数となっておりますが、慎重なご審議をお願い申し上げます。

人事案の1件につきましては、6月議会定例会において選任の同意を頂いた農業委員会の委員について、1名の欠員が早くも生じてしまったため、農業委員会の委員の選任に関する規則第9条の規定により、新たな委員の選任について、議会の議決を求めるものであります。

事件案の3件につきましては、令和5年第2回定例会で議決を頂いた公共下水道処理場である御代田浄化管理センターに係る機械設備及び電気設備工事、それぞれの工期の変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

また、国庫補助都市構造再編集集中支援事業を活用した龍神の杜公園の複合遊具を含む公園整備について、公募型プロポーザルの実施結果から、龍神の杜公園整備工事の契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

条例案の5件につきましては、全てが一部改正となっております。消防庁から、成り手不足を解消するための処遇改善を求められている消防団員の報酬について、出勤報酬を新たに定めることとして改正する、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を上程いたしました。これまで出勤時間にかかわらず、1日1,000円と大変少額だった出勤報酬を、実際に出たいただいた時間の長さに応じて1日最大8,000円にまで引き上げる内容です。消防団員の成り手不足解消の一助となることを期待しております。

また、町体育施設利用者の利便性の向上を目的に、施設貸出し時間の細分化等を定めることとした御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、御代田町B & G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案など、計5件について議案上程いたします。

体育施設に関しては、既にエコールみよたの利用料に関して導入している内容と同様の変更であります。これまで1日を午前、午後、夜、3つの時間帯に分けて徴収していた利用料を1時間ごとのこまに細分化しました。これにより、利用しない時間帯の料金を払わなくて済むわけで、実質的に多くの利用者の方に値下げとなるかなと思います。教育委員会側では、様式の変更や日々の受付に多少の手間が増えるものの、現場の職員が頑張ってくれて実現したものであります。

次に、決算認定の11件について申し上げます。

令和4年度一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額91億4,344万円で、前年度に比べ12億8,216万円、16.3%の増額。歳出総額は84億2,821万円で、前年度に比べ10億7,944万円、14.7%の増額となりました。ただし、以下に述べますが、基金の組替えにより、予算が実態より膨らんでしまっている部分が多いものと考えております。例えば財政調整基金から学校給食運営基金に1億円積み替えたとすると、町の総額とか何も変わらないんですけども、財政調整基金からの繰出金を1億円、また学校給食運営基金への繰入金1億円、同時に計上してしまうということになります。そういった会計上の仕組みにより金額がかなり大きくなってしまっていることを、あらかじめご理解の上、お聞きいただければと思います。令和4年度は、10年後、20年後のまちづくり計画として、道路整備や駅周辺整備、小学校の建て替えなどの普通建設事業や給食費無償化事業の実施などを見込む中、引き続き安定した財政運営ができるよう、基金の改廃を実施したことにより、歳入歳出とも大きな増額となっております。この基金見直しに係るものとして、歳入では基金繰入金12億6,723万円に及びました。これは昨年度比で12億1,130万円の増加でありまして、改増に近い増加となっております。財政調整基金からの繰入れに加え、所期の目的達成により廃止した教育施設整備基金、これは中学校の整備のために設けていた基金ですが、これを廃止。また、役場庁舎整備基金——これも役場でできておりますので——からの全額繰入れを実施しました。

また、歳出では、利用目的を明確化させた新設基金への積立てとして、町立小学校建設基金積立金が1億7,410万円、学校給食運営基金が2億2,430万円、社会資本整備基金積立金が5億6,120万円、それぞれ改増となっています。その他、地域振興基金につきましては、用途をより分かりやすくするため、要は地域振興基金って何をやるのかよく分かりませんでしたので「地域福祉基金」と名称を改め、令和4年度から実施しております高齢者生活応援券配付事業の継続を見込み、2億2,692万円の積立てを実施しました。この見直しにより、基金の利用目的が明確化され、より安定した財政運営を計画的に確実に進めていくことができるようになりました。

今後、ふるさと納税等でできるだけ財政に余裕を生み出し、給食費の無償を10年継続する、また高齢者生活応援券の配付を20年継続するというお約束を実現してまいりたいと考えております。

その他、令和4年度歳入につきましては、町税が26億3,135万円でありまして、実に昨年度比2億5,069万円、10.5%の増加。コロナ禍からの回復により、使用料手数料が520万円の増加となっています。国庫支出金は3億67万円の減少で、コロナ対応地方創生臨時交付金8,357万円の増加などはあるものの、住民税非課税世帯や子育て世帯に対する臨時特別給付金3億6,854万円の減少が要因であると考えております。

また、歳出につきましては、総務費で町民1人当たり1万円の給付を実施しましたみよたん生活応援券給付事業が1億6,298万円の増加。土木費では、町単独道路新設改良事業2億6,577万円の増加。住宅断熱性向上リフォーム補助金や空き家改修等補助金など、都市計画関係の補助金が2,357万円の増加となり、教育費では、高等学校就学支援金488万円の増額となりました。民生費では、住民税非課税世帯や子育て世帯に対する臨時特別給付金事業費が3億7,160万円の減少となりました。

これらの結果により、歳入歳出差引額は7億1,522万円となりました。歳入と歳出の差額が7億以上となったというわけでありまして、法の定めによりまして、こちらから繰越明許により、令和5年度に繰り越した工事費等の財源を除いた半分以上は、一旦財政調整基金に繰り入れることとなっております。したがって、3億5,000万円の繰入れを行いました。また、残りの3億4,908万円、これ

はさっきとの差は繰越明許の差なのですが、残りの3億4,908万円は令和5年度へ繰り越しました。

また、特別会計、公営企業会計においても、それぞれの設立趣旨に基づき、一般会計同様、適正な運営に努めてまいりました。

続いて、補正予算案の8件について申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算案第3号は、歳入歳出それぞれ8億5,120万円を増額し、合計88億6,274万円とするものであります。

歳入では、個人町民税につきまして、当初予算編成時の見込みより、給与所得、株式譲渡所得が増加したことから、4,665万円の増額を、固定資産税は、償却資産分の増加により、472万円の増額をお願いするものであります。

普通交付税につきましては、町税収入の増による基準財政収入額の増額はあったものの、交付税を埋める役割のある臨時財政対策債の減額などにより、交付税そのものは4,214万円の増額計上をしております。

また、先ほどもありましたが、繰越金がありますね。令和4年度から令和5年度への繰越金につきましては、金額確定によりまして、1億9,908万円の増額を計上しております。

名目賃金の上昇は、国税の上振れに貢献しておりますけれども、当然ながら、今申し上げたとおり、地方税の上振れにも貢献していると言えます。町としましては、実質賃金の動向を注視し、場面によっては適切な支援策を検討すべきであると考えておりますが、ひとまず税収の上昇につきましては、町民の皆様にご感謝申し上げたいと考えているところであります。

歳出であります。民生費については、冒頭で申し上げたとおり、公約にも掲げた所得制限のため、現在、手当が受けられないお子さんに対する児童手当支給分として1,200万円を計上し、国に先んじて町独自で子育て支援を実施してまいります。

商工費では、見込み以上に設備投資等があったことにより、工業振興奨励補助金2,046万円の増額をお願いしております。この補助金ありますけれども、補助金以上に今後、償却資産税、固定資産税が返ってくるということで、これは効果的な補助金かなと思います。

また、4年度からの決算剰余金と繰越金の確定により、さらに特定目的基金の充

実を図ってまいります。

まず、決算剰余金を繰入れしました財政調整基金3億5,600万円と4年度からの繰越金を活用しまして、つまり繰越金を全額予備費に入れるのではなくて、一部基金に積もうということでありまして、地域福祉基金へ9,700万円、社会資本整備基金へ4億3,300万円、町立小学校建設基金は、年間5,000万円という予定でありましたので、予定どおり5,000万円、学校給食運営基金については、2年半分くらいになるかと思えますけれども、7,600万円、それぞれ積立金の増額計上をしております。4年度につきまして特定目的基金の充実を図ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、特別会計につきましては、前年度繰越金が確定したことなどにより、6会計で総額1億5,268万円の増額補正を計上しました。

また、小沼水道事業会計につきましては、落雷被害による経費、機器の故障などを直す経費であります。510万円等の増額計上となっております。

報告事項の1件につきましては、令和4年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

令和4年度の一般会計、9つの特別会計、公営企業会計は全てが黒字決算となり、監査委員の審査に付した上で、財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率について、良好である旨を報告いたします。

諮問の1件につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

法務大臣から委嘱されている当町の人権擁護委員4名のうち、1名の任期が満了となるため、引き続き現在の委員を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、大変失礼しました、長々となりましたが、概要を申し上げましたけれども、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議を頂き、原案どおりのご採決を頂きますようお願いを申し上げまして、令和5年第3回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

○議長（五味高明君） 日程第5 議案第61号 御代田町農業委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） 議案書5ページをお願いいたします。

議案第61号 御代田町農業委員会の委員の選任について

下記の者を、御代田町農業委員会の委員に選任したいから、御代田町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本案は、御代田町農業委員の任期満了に伴う改選により、本年6月、第2回御代田町議会定例会において同意を頂いた後、農業委員候補者1名の辞退を受け、御代田町農業委員会の委員の選任に関する規則に基づき、7月14日から8月10日の期間で欠員の募集を行ったところ、推薦による募集者1名がございました。新たに委員を任命したいため、議員の同意をお願いするものでございます。

下記のとおり、農業委員の選任案を上程させていただきます。

敬称は省略させていただきます。住所、生年月日につきましても記載のとおりとし、省略をさせていただきます。

中沢洋一、区長推薦でございます。

以上の農業委員の選任について、同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第61号 御代田町農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第6 議案第62号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約の変更について―――

○議長(五味高明君) 日程第6 議案第62号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) それでは、議案書の6ページをご覧ください。

議案第62号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約の変更についてを説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事契約について、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本件につきましては、令和3年度に策定した御代田町下水道ストックマネジメント計画に基づき、耐用年数を超過した処理場の機械設備の更新工事です。

主となる工事は、処理場、沈砂池、汚泥等の脱水設備の一部改築及び撤去工事、

塩素混和池等ろ過設備の改築工事になります。令和5年第2回議会定例会で、工事請負契約及び債務負担行為の補正について上程し、議決を頂きました。

今回、機械の製造過程において機械の設計、部品の調達及び工場での機械の製作に10か月の期間を要し、現行の契約期間内での執行が見込めないため、請負契約の変更が生じました。

当初の契約期間、令和5年6月13日から令和6年3月25日までを、令和5年6月13日から令和6年10月31日までに変更するものでございます。

工事請負金額等に変更はございません。

7ページは、建設工事変更請負仮契約書でございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第62号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第63号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約の変更について―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第63号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社

会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) それでは、議案書8ページをご覧ください。

議案第63号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事契約について、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本件につきましては、先ほどの処理場機械設備の更新工事に付随した電気設備の更新工事となっております。こちら、令和5年第2回議会定例会で工事請負契約及び債務負担行為の補正について上程し、議決を頂いております。

機械設備の契約と同様、当初の契約期間を令和5年6月13日から令和6年3月25日までを、令和5年6月13日から令和6年10月31日までに変更するものでございます。

工事請負金額等に変更はございません。

9ページは、建設工事変更請負仮契約書でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第63号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第64号 令和5年度 国補 都市構造再編集中事業

龍神の杜公園整備工事請負契約について―――

○議長(五味高明君) 日程第8 議案第64号 令和5年度 国補 都市構造再編集中事業 龍神の杜公園整備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) それでは、議案書10ページをご覧ください。

議案第64号 令和5年度 国補 都市構造再編集中事業 龍神の杜公園整備工事請負契約について、ご説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和5年度 国補 都市構造再編集中事業 龍神の杜公園整備工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

工事内容については、龍神の杜公園の大型複合遊具の更新及びインクルーシブ遊具の設置、ベンチ等の設置など、憩いやレクリエーション等のための対流・交流拠点の機能強化を図る整備を実施いたします。

1. 契約の目的 令和5年度 国補 都市構造再編集中事業
龍神の杜公園整備工事請負契約
2. 契約の方法 プロポーザル方式による随意契約
3. 契約の金額 6,699万4,400円

4. 契約の相手方 長野県上田市塩川3202番地2

有限会社ワールドドリーム 代表取締役 柳澤章好

です。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

11ページ、12ページは建設工事請負仮契約書でございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第64号 令和5年度 国補 都市構造再編集集中事業 龍神の杜公園整備工事請負契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第9 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書13ページをお開きください。

議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の14ページからの改め文をご覧ください。

本案につきましては、本年度諮問をし、審議を頂きました特別職報酬等審議会の答申結果に基づき、消防庁より成り手不足を解消するための処遇改善を求められております消防団員の報酬について、出動報酬を新たに定めること、また選挙における投票管理者等の報酬について、交代して職務を行う場合における報酬の支払いについて定めるものです。

改正概要は、第1条で定めております別表、特別職の職員で非常勤のものの報酬のうち消防団の欄に出動報酬を追加いたしました。こちらは消防庁で定めた非常勤消防団員の報酬等の基準である災害出動1日当たり8,000円を標準としまして、業務の負荷や活動時間を勘案した額を定めております。

また、国の基準に準じると定めております、選挙における投票管理者、投票立会人の報酬について、投票所または期日前投票所の投票管理者、投票立会人が交代して職務を行う場合の報酬額の算出方法を、同別表の備考へ定めております。

附則では、条例の施行日とともに、投票管理者の報酬の算定について経過措置を定めております。

次の16ページから18ページまでは、新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第66号 御代田町体育施設設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第10 議案第66号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） 議案書19ページをご覧ください。

議案第66号 御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の主な改正理由でございますが、施設利用者の利便性向上のための貸出し時間枠の細分化と、ジェットヒーター購入に伴い暖房使用料を規定するものでございます。

次の20ページ、改め文をご覧ください。

別表中、町民芝生広場の貸出し時間枠を午前9時から午後7時までの1時間ごとに、その下のヘルスパイオニアセンターと、次の21ページ下段にありますやまゆり体育館の貸出し時間枠を、午前9時から午後7時までの1時間ごとと、午後7時から午後9時30分までの2時間30分に細分化するとともに、同ページ上段にあります屋内ゲートボール場会議室使用料を明記しております。

また、それぞれ暖房使用料を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年10月1日から施行いたします。

なお、本条例改正に伴いまして、規則についても一部改正し、申請書等様式を改めております。

次の22ページから24ページ、新旧対照表となっております。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 1 1 議案第 6 7 号 御代田町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 1 1 議案第 6 7 号 御代田町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） 議案書 2 5 ページをご覧ください。

議案第 6 7 号 御代田町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

この条例改正につきましても、主な改正理由は、施設利用者の利便性向上のための貸出し時間枠の細分化とジェットヒーター購入に伴う暖房使用料の規定でございます。

次の 2 6 ページからの改め文をご覧ください。

第 8 条中、こちらは読点を改めております。

別表中、体育室の貸出し時間枠を、午前 9 時から午後 7 時までの 1 時間ごとと、午後 7 時から午後 9 時 3 0 分までの 2 時間 3 0 分に細分化するとともに、暖房使用料を規定し、また備考欄を設けております。

附則としまして、この条例は令和 5 年 1 0 月 1 日から施行いたします。

なお、本条例改正に伴い、規則についても一部改正し、申請書等様式を改めるものでございます。

次の 2 8 ページから 3 0 ページ、こちらは新旧対照表となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

(午前 11 時 08 分)

(休 憩)

(午前 11 時 18 分)

○議長 (五味高明君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

――― 日程第 12 議案第 68 号 御代田町児童館条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長 (五味高明君) 日程第 12 議案第 68 号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

(町民課長 佐藤聖子君 登壇)

○町民課長 (佐藤聖子君) 議案書の 31 ページをお開きください。

議案第 68 号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案について

御代田町児童館条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

32 ページをお願いします。

本条例案は、厚生労働省児童館ガイドラインに基づき、御代田町児童館条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、児童館は、0 歳から 18 歳未満の全ての児童を対象とした施設です。厚生労働省児童館ガイドラインにおいて、乳幼児は保護者と共に利用するとあり、児童福祉法で、乳児は満 1 歳未満の赤ちゃんのことをいい、幼児は満 1 歳から 7 歳児未満の小学校入学前の未就学児とされています。利用の範囲を定めた本条例第 4 条において、3 歳以上の幼児の利用について、児童館ガイドラインに沿った明確な記述がないことから、第 4 条第 1 号中に、乳幼児については、保護

者等同伴を加えるほか、用語の改正、号ずれに対応するものです。

32 ページは改正案、33 ページは新旧対照表です。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第69号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第69号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書34ページをご覧ください。

議案第69号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出します。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

改正案については、35ページをご覧ください。

この改正案については、長野県パートナーシップ制度が令和5年8月1日から施行されています。この制度は、性的マイノリティーの方が大切なパートナーと共にその人らしい人生を送ることができる、生活上の支障を取り除くことを目的とした制度です。この制度に対応して、町営住宅への入居に際し、婚姻の届出を要しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を長野県パートナーシップ制度の届出受領証を持つパートナーとし、届出受領証があることで入居資格を有するものとする改正内容でございます。

附則、この条例は令和5年10月1日から施行します。

次の36ページは新旧対照表となっております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第70号 令和4年度御代田町一般会計歳入歳出決算の

認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第14 議案第70号 令和4年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第70号 令和4年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度御代田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、歳入歳出決算書の款項別集計表については、ファイル番号が3-1の資料番号1のほうで説明していきますので、お開きください。

令和4年度一般会計の決算の概要について最初に申し上げます。

令和3年度から繰越明許により繰り越した6事業の事業費を含んだ令和4年度決算総額は、前年度に比べ歳入で16.3%、歳出で14.7%、ともに増加しました。

歳入の主な増加要因は、法人町民税を主とした町税収入の増加と基金の見直しによる基金繰入金の増加によるものです。

歳出の主な増加要因は、町単独道路新設改良工事費の増加と、こちらと同じく基金の見直しによる基金積立金が増加したことによるものでございます。

資料の1ページ、まず最初に歳入から説明をいたします。

款1町税は、総額26億3,135万7,000円で、前年比2億5,069万5,000円、10.5%増加しました。このうち個人町民税は、給与所得の増加から7,112万2,000円の増加、法人町民税は、1億3,840万6,000円増加しました。固定資産税は、新築家屋及び償却資産の増加から2,555万円増加しまして、軽自動車につきましても、台数の増加により増加しております。現年度徴収率については99.4%で、前年度から0.5ポイント上昇しました。滞納繰越分では14.5%、全体では96.3%で、前年比より1.5ポイント上昇しております。

款2の地方譲与税から3ページの款12交通安全対策特別交付金までの交付金等につきましても、それぞれ資料にある増減理由により、増加あるいは減少しております。

このうち款11の地方交付税、こちらの普通交付税は4,402万9,000円増加しております。こちらにつきましても、臨時財政対策債の発行抑制により基準財政需要額が増加したことにより増加したものとなっております。

資料の3ページ、お願いいたします。

款13分担金及び負担金は、3,892万4,000円で、前年比376万9,000円、8.8%減少しました。主に保育料負担金が減少したことによるものです。保育料の徴収率につきましても、昨年度に引き続き、現年分で100%となっております。

款14使用料及び手数料です。こちらは7,656万6,000円で、前年比520万6,000円、7.3%増加しております。こちらの要因は、複合文化施設使用料138万2,000円、それから博物館入館料272万円、それらの増加によるものでございます。

主な使用料の徴収率につきましても、住宅使用料現年度分で96.5%、前年比1.3ポイントの増加となっております。

款15の国庫支出金、こちらは11億1,733万6,000円で、前年比で3億67万3,000円、21.2%増加しております。こちらの要因ですが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金、こちらが1億2,232万6,000円、それから子育て世帯臨時特別給付金補助金2億4,622万

9,000円、こちらの減少により大きく減となっております。

資料の4ページ、お願いいたします。

款16県支出金、こちらは4億2,214万1,000円で、前年比で3,375万2,000円、8.7%増加しております。こちらの要因は、長野県生活困窮世帯緊急支援事業で1,128万円の皆増、それから第6波対応事業者支援交付金2,870万円、こちらも皆増、これらによるものでございます。

款17の財産収入は3,607万4,000円で、前年比で949万3,000円、35.7%増加しました。こちらの要因につきましては、町有地貸付料913万3,000円、こちらは増加しております。

款18の寄附金は5億4,624万3,000円で、前年比で5,761万6,000円、11.8%増加しました。こちらは、新たなふるさと納税返礼品を増やすことができたことによりまして、ふるさと納税寄附金が4,687万8,000円増加しました。

続きまして款19の繰入金です。こちらは12億6,917万1,000円で、前年比で12億1,301万4,000円、2,160%増加しております。こちらの要因は基金の見直しによるもので、財政調整基金が6億6,090万円増えました。それから基金の廃止により、役場庁舎整備基金繰入金2億9,207万1,000円、それから教育施設整備基金繰入金、こちらも全額を繰り入れております。

続いて資料5ページ、お願いいたします。

款22の町債につきましては、3億8,620万3,000円で、前年比で1億2,526万8,000円、24.5%減少しました。こちらは臨時財政対策債2億2,426万8,000円減少したものでございます。

続いて6ページ、歳出に入ります。

款1の議会費は9,420万円で、前年比777万円、9.0%増加しております。こちらの要因につきましては、議員報酬635万1,000円の増加によるものでございます。

款2総務費は14億1,873万5,000円で、前年比で6,852万9,000円、5.1%増加しております。こちらの要因につきましては、みよたん生活応援金給付事業1億6,298万2,000円、こちらの皆増によるものです。

款3民生費は22億7,819万5,000円で、前年比1億793万1,000円、

4.5%減少しました。こちらの減少の要因につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、こちらが2億5,366万7,000円減少したことによるものでございます。

続いて7ページ、お願いします。

款4の衛生費です。5億4,497万9,000円で、前年比で539万4,000円、1.0%減少しました。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種事業経費3,419万9,000円の減少によるものです。

款6の農林水産業費、2億3,490万7,000円で、前年比で3,315万3,000円、16.4%増加しております。こちらは、農業者向け原油価格・物価高騰対策給付金4,020万円、それから繰越明許の農業振興補助金2,348万4,000円、こちらの増加によるものです。

続きまして、款7の商工費です。3億775万7,000円で、前年比で7,309万6,000円、31.1%増加しております。こちらは、事業者向け原油価格・物価高騰対策給付金1億3,000万円、それから町民生活応援商品券事業補助金7,892万3,000円、こちらの増加によるものでございます。

7ページから8ページにかけての款8の土木費についてです。こちらは15億6,486万9,000円で、前年比で9億1,260万2,000円、139.9%増加しております。こちらの要因につきましては、新設した社会資本整備基金積立金、こちらが5億6,120万円、新たに積んでおります。それから雪窓平和台線など14路線の町道新設改良事業2億6,577万7,000円の増加、それから住宅リフォーム補助金で1,398万8,000円、それから町営平和台団地解体事業として1,823万円の増加、こういったことから土木費のほうを増加しております。

款9の消防費になります。3億607万4,000円で、前年比で2,160万円、7.4%増加しております。こちらは、防災行政無線システムリプレイス委託料1,980万円、消防団の退職報償金1,236万2,000円、こちらの増加によるものでございます。

款10の教育費、9億3,460万5,000円で、前年比で3億1,075万円、49.8%増加しております。こちら、新設した町立小学校建設基金への積立金1億7,410万円、それから同じく新設の学校給食運営基金への積立金2億

2,430万円、こちらの皆増、これが主な要因でございます。

続いて9ページをお願いします。

款11の災害復旧費は401万7,000円で、前年比87.7%減少しました。こちらにつきましては、繰越明許令和元年東日本台風災害復旧工事費、こちらの皆減によるものでございます。

款12の公債費は7億3,929万4,000円で、前年比で2億541万8,000円、21.7%減少しました。こちらは24年度借入れのまちづくり交付金事業に係る公共事業等債、こちらの償還が終了したことなどから減少しております。

款14の予備費につきましては、総務費の戸籍住民基本台帳費、それから教育費の社会教育費など12の科目に対しまして、1億1,037万8,000円を充当しております。

それでは、また資料変わりました、別データの1-3の歳入歳出決算書の、開いていただきまして115ページ、お願いします。

こちらは実質収支に関する調書になっております。1の歳入総額は91億4,344万4,000円、2、歳出総額84万2,821万6,000円、3の歳入歳出差引額は7億1,522万8,000円となっております。4の翌年度へ繰り越すべき財源としまして、2番になります繰越明許費繰越額1,614万5,000円となっていて、5の実質収支額につきましては、3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、6億9,908万3,000円となっております。

また、6の実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金につきましては、3億5,000万円を繰り入れております。5の実質収支額から6の基金繰入金を差し引いた残額の3億4,908万3,000円につきましては、4の翌年度へ繰り越すべき財源とあわせて令和5年度へ繰越しをしてございます。

それから、地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類としまして、歳入歳出決算事項別明細書は、決算書の11ページから114ページ、それから財産に関する調書は、209ページから213ページ、同法241条第5項の規定に基づく定額運用基金の運用状況を示す書類は、214ページから215ページに掲載しております。

また、216ページ以降は、主要事業の状況など決算に関する説明資料を掲載しております。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第71号 令和4年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の

認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第15 議案第71号 令和4年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書38ページ、お願いします。

議案第71号 令和4年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、決算書の117ページをお願いいたします。

款項別集計表の、まず歳入になります。

款1 財産収入、項1 財産運用収入は、収入済額301万1,178円でした。内訳は、土地貸付料として財産区有地の貸付料294万2,113円、基金預金利子として財政調整基金の利子6万9,065円です。項2 財産売払収入はありませんでした。

款2 繰入金、項1 基金繰入金708万4,000円は、財政調整基金からの繰入金です。

款3 繰越金261万7,949円は令和3年度からの繰越金です。

款 4 諸収入は収入ありませんでした。

歳入合計 1,271 万 3,127 円となり、予算額に対する執行率は 101.1% となっております。

続いて 118 ページ、お願いします。

歳出になります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は、支出済額 1,167 万 4,000 円でした。主な支出は、財産区有地の管理委託料 400 万円、それから財産区有地の下刈り委託料 640 万円です。

款 2 予備費は、充当はありませんでした。

歳出合計 1,167 万 4,000 円となり、予算額に対する執行率は 92.9% となっております。

続いて 119 ページ、お願いします。

歳入歳出差引額が 103 万 9,127 円となりまして、こちらの決算内容につきましては、8 月 17 日開催の御代田財産区管理会において同意を得ております。

続いて 123 ページ、お願いいたします。

実質収支に関する調書になります。

1. 歳入総額 1,271 万 3,000 円、2. 歳出総額 1,167 万 4,000 円、3. 歳入歳出差引額が 103 万 9,000 円となっております。4 の翌年度へ繰り越すべき財源はないため、5 の実質収支額が 103 万 9,000 円となり、この全額を令和 5 年度へ繰越しをしております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 16 議案第 72 号 令和 4 年度小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 16 議案第 72 号 令和 4 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の39ページ、お願いいたします。

議案第72号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、決算書の125ページ、お願いいたします。

款項別集計表の歳入になります。

款1財産収入、項1財産運用収入は、収入済額で1万1,292円でした。内訳は、土地貸付料と基金預金利子として財政調整基金の利子です。項2財産売却収入は280万円で、土地一筆について一般競争入札により売却したものでございます。

款3繰越金158万4,254円は、令和3年度からの繰越金です。

款4諸収入は、収入ありませんでした。

歳入合計439万5,546円となり、予算額に対する執行率100%となっております。

続きまして、決算書126ページをお願いします。

歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費は、支出済額で426万円でした。主な支出は、林野管理委託料256万円、それから財政調整基金積立金で136万2,000円です。

款2の予備費は、充当はありませんでした。

歳出合計426万円となり、予算額に対する執行率が96.9%となっております。

決算書の127ページをお願いします。

歳入歳出差引額は13万5,546円となりまして、こちらの内容につきまして8月18日の小沼地区財産管理委員会において同意を得ております。

131 ページ、お願いいたします。

実質収支に関する調書となっております。

1. 歳入総額が439万5,000円、2. 歳出総額426万円、3. 歳入歳出差引額が13万5,000円となっております。4の翌年度へ繰り越すべき財源はないため、5の実質収支額は13万5,000円となり、この全額を令和5年度へ繰越しをしております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第17 議案第73号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第17 議案第73号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の40ページをお願いいたします。

議案第73号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の133ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

まず歳入でございますが、款1項1国民健康保険税、収入済額3億9,119万1,973円で、前年度比4.4%の減となりました。徴収率は、現年97.1%で

ございます。被保険者数は3,506名で119名減少となっております。不納欠損額1,229万2,758円で、こちらは法令に基づく時効等でございます。収入未済額4,518万1,868円でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料で、こちらは国保税督促手数料として24万8,838円の収入でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金148万6,000円の収入でございます。社会保障・税番号制度システム整備補助金として、マイナンバーカードの普及促進のための費用を含め、保険証利用の推進事業に対する補助金となっております。

款4 県支出金、項1 県補助金10億4,430万3,158円の収入でございます。市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し全額交付される普通交付金と医療費の適正化に向けた取組や生活習慣病予防事業等の取組に応じて交付される特別交付金となっております。

款5 財産収入、項1 財産運用収入13万1,339円の収入でございます。こちらは国民健康保険支払準備基金の利息等運用益の収入でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金1億615万4,699円で、前年度比1%の減となりました。一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものとなっております。

款7 項1 繰越金、こちらは令和3年度からの繰越金で、1億1,151万7,609円でございます。

款8 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、こちらは延滞金として264万6,486円を収入しております。項2 受託事業収入、こちらは収入はございませんでした。項3 雑入513万4,496円の収入でございます。こちらは交通事故に伴う医療給付費や国保資格喪失後の保険証使用に伴う医療費の還付分ですとか、令和3年度保険給付費等交付金の還付金を収入しております。収入未済となっております19万147円につきましては、過年度分として返納を求めてまいります。

歳入合計16億6,646万7,598円となっております。予算に対する執行率につきましては100.8%でございます。

続いて134ページをご覧くださいと思います。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、支出済額560万6,283円となりました。通信運搬費や委託料が主なもので、国保資格システムの改修や関係帳票の作成などを

支出しております。項2 徴税費、賦課徴収費として電算処理委託料など398万4,240円の支出でございます。項3 運営協議会費、こちらは2万8,000円で、国保運営協議会委員報酬等でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、こちらは療養給付費、療養費等の支出で8億9,745万9,620円となりました。前年度比0.6%の増でございます。項2 高額療養費1億2,409万1,804円で、前年度比2.1%の増でございます。項3 出産育児一時金504万6,606円でございます、こちらは12件の支出でございます。項4 葬祭諸費95万円でございます。こちらは19件の支出となっております。項5 傷病手当諸費38万4,426円で、8件の支出でございます。こちらは、コロナに感染した場合に休みやすい環境をつくるために支給する傷病手当金でございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、こちらは市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で県から示された金額を納めるものとなっております。項1 医療給付費3億500万8,012円、前年度比5.9%の増となっております。項2 後期高齢者支援金等1億1,352万7,542円、前年度比2.5%の増となっております。項3 介護納付金4,641万2,128円、前年度比7.6%の増となっております。

款4 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費1,336万3,918円で、特定健康診査等の事業費となっております。項2 保健事業費638万2,820円で、保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの補助金等となっております。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金490万2,527円の支出となりました。保険給付費等交付金の返還金等となっております。

款6 項1 基金積立金14万円を支払準備基金へ積み立てております。

款7 項1 予備費、予備費の充当はございませんでした。

歳出合計15億2,728万7,926円となっております。予算に対する執行率につきましては92.4%でございます。

歳入歳出差引残額は、1億3,917万9,672円ございました。

146ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16億6,646万7,000円、歳出総額15億2,728万

7,000円、歳入歳出差引額1億3,917万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は1億3,917万9,000円となっており、この金額が令和5年度への繰越しとなります。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時02分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第18 議案第74号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第74号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の41ページをお願いいたします。

議案第74号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の148ページをご覧いただきたいと思います。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

まず歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、収入済額2億4,418万3,829円で、前年度比2.7%の増となりました。普通徴収の現年度徴収率97.1%でございます。不納欠損額11万8,830円、こちらは法令に基づく時効等でございます。収入未済額238万131円でございます。

款2分担金及び負担金、項1負担金98万8,330円の収入でございます。介護予防事業の利用負担金となっております。収入未済額8,964円でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、こちらは督促手数料として4万4,940円の収入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金1億9,842万3,031円で、前年度比12.1%の増でございます。こちらは介護給付費に対する国の負担金でございます。項2国庫補助金5,281万8,476円で、前年度比13.8%の減となりました。調整交付金と地域支援事業交付金、それから保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金などとなっております。

款5項1支払基金交付金2億8,151万7,000円で、前年度比0.7%の増となりました。こちらは介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金となっております。

款6県支出金、項1県負担金1億5,737万7,891円で、前年度比8%の増でございます。こちらは国庫同様に給付費に対する県の負担金でございます。項2県補助金987万8,703円で、前年度比13.1%の減でございます。こちらは地域支援事業交付金となっております。

款7財産収入、項1財産運用収入1万8,523円の収入でございます。こちらは介護保険基金の利息等運用益の収入となっております。

款8繰入金、項1他会計繰入金1億6,590万9,168円で、前年度比1.7%の増となっております。こちらは、一般会計から介護給付費、地域支援事業等への繰入れとなっております。項2基金繰入金1,330万円を介護保険基金から繰り入れております。

款9項1繰越金、こちらは令和3年度からの繰越金で、5,585万7,741円でございます。

款10諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、こちらは延滞金としまして11万6,670円を収入しております。項2サービス収入229万1,340円で、居宅

介護予防支援サービス計画費の収入となっております。項3雑入31円の収入がございました。

歳入合計11億8,272万5,673円となっております。予算に対する執行率につきましては、99.1%でございました。

続きまして、149ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1項1総務費、支出済額1,528万630円で、前年度比7%の減となっております。こちら、主な支出ですが、電算処理委託料や佐久広域連合介護認定審査会負担金等となっております。

款2項1保険給付費10億1,294万1,221円で、前年度比2.1%の増となっております。居宅や施設など介護サービス給付費でございます。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費3,530万5,947円の支出でございます。こちらは地域包括支援センターの運営経費、要介護、一般高齢者への配食等、任意事業経費となっております。項2介護予防・生活支援サービス事業費2,951万6,535円でございます。要支援事業対象者への配食など生活支援サービスや訪問型、通所型サービスの支出となっております。項3一般介護予防事業149万7,933円でございます。こちらは介護予防普及啓発事業として介護予防教室、生活サポーター養成事業等の経費となっております。

款4項1基金積立金、基金の利息分としまして5万円を積み立てております。

款5項1諸支出金1,149万8,230円で、こちらは国、県への返還金等となっております。

款6項1予備費、保険給付費へ8万8,000円を充当いたしております。

歳出合計11億609万4,906円となっております。予算に対する執行率につきましては92.7%でございます。

歳入歳出差引残額は7,663万5,177円でございます。

続いて163ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額11億8,272万5,000円、歳出総額11億609万円、歳入歳出差引額7,663万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は7,663万5,000円となっており、この金額が令和5年度への繰越し

となります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第75号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第19 議案第75号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の42ページをお願いいたします。

議案第75号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の165ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。

まず歳入でございますが、款1項1後期高齢者医療保険料、収入済額1億4,479万5,200円で、前年度比5%の増となっております。普通徴収現年度徴収率は97.1%ございました。不納欠損額6万720円、こちらは法令に基づく時効等でございます。収入未済額277万円ございました。

款2使用料及び手数料、項1手数料、督促手数料として2万1,400円の収入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金3,930万3,564円で、前年度比6.6%

の増でございます。事務費、保険基盤安定、保健事業費に対する繰入れとなっております。

款4項1繰越金、こちらは令和3年度からの繰越金で、39万9,035円でございます。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料5万2,600円で延滞金の収入でございます。項2償還金及び還付加算金57万6,700円で、保険料還付金でございます。項3雑入249万304円で、健診事業費広域連合支出金、また人間ドックに対する特別調整交付金となっております。

歳入合計1億8,763万8,803円となっております。予算に対する執行率につきましては、98.5%でございました。

続きまして166ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、支出済額137万7,174円で、前年度比2.4%の増でございます。電算処理委託料、通信運搬費が主な支出となっております。項2徴収費、賦課徴収経費として41万9,963円の支出でございます。こちらは印刷製本費や通信運搬費が主な支出でございます。

款2項1後期高齢者医療広域連合納付金1億8,096万7,064円で、前年度比4.9%の増でございます。こちらは、保険料等の負担金、保険基盤安定負担金となっております。

款3保健事業費、項1健診事業費265万6,123円で、前年度比10.2%の増でございます。こちらは後期高齢者の健診の委託料となっております。項2保健事業費127万5,000円となりました。こちらは人間ドックの補助金でございます。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金57万6,700円で、保険料の還付金でございます。

款5項1予備費、保健事業費へ7万5,000円を充当しております。

歳出合計1億8,727万2,024円となっております。予算に対する執行率につきましては、98.3%でございます。

歳入歳出差引残額は36万6,779円でございます。

続きまして、173ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億 8,763 万 8,000 円、歳出総額 1 億 8,727 万 2,000 円、歳入歳出差引額 36 万 6,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は 36 万 6,000 円となっております、この金額が令和 5 年度への繰越しとなります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 20 議案第 76 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 20 議案第 76 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書 43 ページをご覧ください。

議案第 76 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

歳入・歳出決算書 175 ページをご覧ください。款項別集計表、歳入からご説明をいたします。

まず、款 1 県支出金、項 1 県補助金 9 万 1,000 円は、住宅新築資金貸付金の徴収事務に係る費用に対する 4 分の 3 相当の補助金です。

款 2 項 1 繰越金 5 万 2, 9 9 4 円は令和 3 年度からの繰越金でございます。

款 3 諸収入、項 1 貸付金元利収入 2 0 8 万 6, 2 5 5 円は、貸付金未償還分です。徴収率 1. 3 5 % となっております。2 名の方の宅地取得資金及び住宅新築資金に係る貸付金の納付が再開をいたしました。項 2 延滞金、加算金及び過料はありませんでした。

したがいまして、歳入合計は 2 2 3 万 2 4 9 円となっております。

次の 1 7 6 ページをご覧ください。

歳出です。

款 1 土木費、項 1 住宅費、支出済額 2 0 5 万 9, 4 5 9 円は、一般会計への繰出金と消耗品、光熱水費等となっております。

歳出合計が 2 0 5 万 9, 4 5 9 円で、執行率 9 9. 8 % となっております。

1 7 7 ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は 1 7 万 7 9 0 円となっております。

続きまして 1 8 1 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額は 2 2 3 万円です。
2. 歳出総額が 2 0 5 万 9, 0 0 0 円です。
3. 歳入歳出差引額は 1 7 万円です。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。
5. 実質収支額は 1 7 万円です。こちらが令和 5 年度への繰越金となります。
6. 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 1 議案第 7 7 号 令和 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 1 議案第 7 7 号 令和 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) それでは、議案書44ページをご覧ください。

議案第77号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

歳入・歳出決算書の183ページをご覧ください。款項別集計表、歳入になります。

款1分担金及び負担金、項1負担金は2,223万3,200円の収入がございました。こちらは受益者負担金、分担金となります。徴収率62.8%でございます。不納欠損額596万5,600円は、法令の規定に基づく時効消滅によるものでございます。

続いて、款2使用料及び手数料、項1使用料3億3,914万87円は、下水道使用料です。こちらは徴収率97.75%となっております。不納欠損額163万8,023円は、法令の規定に基づく時効消滅によるものでございます。続いて、項2手数料21万7,300円は、督促手数料と指定工事店の申請手数料でございます。

続いて、款3繰入金、項1他会計繰入金2億917万3,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

款4項1繰越金461万3,908円は、前年度からの繰越金でございます。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料15万772円は延滞金でございます。項2雑入456万9,300円は、金抜設計手数料及び町有建物災害共済金でございます。

款6項1町債2億6,540万円は、環境整備に伴う事業債でございます。公共下水道整備事業債9,910万円、資本費平準化債1億5,400万円、公営企業会計適用債1,230万円となっております。

款 7 国庫支出金、項 1 国庫補助金 4,600 万円は、ストックマネジメント実施計画における社会資本整備総合交付金でございます。

したがいまして、歳入合計が 8 億 9,149 万 7,567 円となっております。

続いて 184 ページをご覧ください。

歳出になります。

款 1 土木費、項 1 都市計画費 3 億 2,001 万 2,760 円は、処理場の維持管理に関する経費並びに下水道本管工事、新築に伴う公共ますの設置工事及び繰越明許によるストックマネジメント計画策定業務委託が主なものとなっております。

続いて、款 2 項 1 公債費 5 億 6,201 万 8,900 円は、起債元金、利子の償還金でございます。

款 3 項 1 予備費の支出はありませんでした。

したがいまして、歳出合計が 8 億 8,203 万 1,660 円となります。執行率が 89.9% ございました。

続いて 185 ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は 946 万 5,907 円でございます。

続きまして、192 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額は 8 億 9,149 万 7,000 円です。2. 歳出総額は 8 億 8,203 万 1,000 円です。歳入歳出差引額は 946 万 5,000 円です。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額 3 万 4,000 円です。こちらは公会計移行委託費の繰越しとなっております。5. 実質収支額は 943 万 1,000 円でございます。6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

○議長（五味高明君） 日程第22 議案第78号 令和4年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書45ページをご覧ください。

議案第78号 令和4年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

歳入・歳出決算書194ページをご覧ください。款項別集計表、歳入になります。

款1分担金及び負担金、項1分担金4万7,345円は、草越・広戸事業組合の受益者分担金として事業費の7%分でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料795万3,660円は、下水道使用料です。徴収率93.9%となっております。項2手数料1,900円は督促手数料です。

款3繰入金、項1他会計繰入金2,002万3,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

款4項1繰越金46万5,879円は、前年度からの繰越金でございます。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料1,300円は延滞金でございます。項2雑入の収入はありませんでした。

歳入合計が2,849万3,084円となっております。

次の195ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1農林水産業費、項1農地費1,032万2,027円は、処理場保守管理委託料及び光熱水費が主なものになります。

款2項1公債費1,737万2,794円は、起債元金利子の償還金です。

款3項1予備費の支出はありませんでした。

歳出合計が2,769万4,821円で、執行率94.65%となっております。

次の196ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は79万8,263円でございます。

続いて200ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額は2,849万3,000円です。2. 歳出総額は2,769万4,000円です。3. 歳入歳出差引額は79万8,000円です。4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5. 実質収支額は79万8,000円です。6. 実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第79号 令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第23 議案第79号 令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書46ページをご覧ください。

議案第79号 令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

歳入・歳出決算書 202 ページをご覧ください。款項別集計表、歳入でございます。

款 1 使用料及び手数料、項 1 使用料は 5 4 5 万 1, 2 1 6 円でございます。合併処理浄化槽の施設使用料 9 8 基分でございます。徴収率 8 7. 7 % となっております。不納欠損額 1 6 万 9, 5 5 2 円は、法令の規定に基づく時効消滅によるものでございます。項 2 手数料 1, 6 0 0 円は督促手数料です。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金 6 1 5 万 1, 0 0 0 円は一般会計からの繰入金です。

款 3 項 1 繰越金 2 万 5, 9 2 2 円は、前年度からの繰越金でございます。

款 4 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料 3 万 1, 5 1 2 円は延滞金でございます。

歳入合計が 1, 1 6 6 万 1, 2 5 0 円でございます。

次の 203 ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 衛生費、項 1 保健衛生費 5 2 9 万 9, 8 0 0 円は合併処理浄化槽の保守管理委託料でございます。

款 2 項 1 公債費 5 0 9 万 8, 8 2 8 円は、起債の元金、利子の償還金です。

款 3 項 1 予備費の支出はありませんでした。

歳出合計が 1, 1 2 0 万 8, 6 2 8 円で、執行率 9 4. 3 1 % となっております。

204 ページをご覧ください。

歳入歳出差支引残額は 4 5 万 2, 6 2 2 円でございます。

続いて 208 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は 1, 1 6 6 万 1, 0 0 0 円です。 2. 歳出総額は 1, 1 2 0 万 8, 0 0 0 円です。 3. 歳入歳出差支引額は 4 5 万 2, 0 0 0 円です。 4. 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。 5. 実質収支額は 4 5 万 2, 0 0 0 円です。 6. 実質収支額のうち、地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び
歳入歳出決算の認定について―――

○議長(五味高明君) 日程第24 議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計
利益の処分及び歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) それでは、議案書47ページをご覧ください。

議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算
の認定について説明をいたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度御代田小沼水道事業特
別会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の
規定により、令和4年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の
意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

資料につきましては、3-3、資料3、御代田小沼水道決算状況をご覧ください。

地方公営企業法で定められている決算書は議案書のとおりでございますが、概要
については、この資料番号3で説明をさせていただきます。

令和4年度御代田小沼水道事業決算状況です。

2の経営成績及び3の資金収支状況は、消費税込みの当初予算額及び決算額を記
載したものとなっております。御代田小沼水道事業は、公営企業として令和4年度
で9年目となりました。その業務活動の1. 給水業務についてですが、期末給水戸
数が3,781戸、年間有収水量は約81万6,000m³という結果でございました。

次に、2の経営成績を上から順に決算額を申し上げます。

①営業収益の1億8,773万5,667円は、主たる営業活動から生ずる収益で、

水道使用料、消火栓管理手数料が主なものとなっております。

②営業費用の1億5,453万131円は、主たる営業活動から生ずる費用で、人件費、受水費、光熱費、修繕費、検針委託料等が主なものとなっております。

③営業利益は、営業収益と営業費用の収支で3,320万5,536円となっております。

④営業外収益の1,894万3,345円は、金融及び販売活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益となっております。基金の積立利息、減価償却補助金相当額等が主なものとなっております。これは、過去に水道事業として改良に充てるために受けた補助金を分割計上するように定められているところによるものでございます。

⑤営業外費用の594万5,044円は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用で、企業債の利息や消費税等がこれに当たります。

⑥経常利益は、③営業利益に④営業外収益と⑤営業外費用の収支を加えたもので、4,620万3,837円となっております。

⑦特別利益は、概当ありません。

それから⑧の特別損失の514万2,600円、こちらは令和3年度の間申申告消費税の支払いにおいて現金で支払い済みではありましたが、会計処理上で計上されていなかったため、令和4年度決算において計上し、修正をしたものでございます。

したがいまして、⑨当期純利益は、⑥の経常利益に⑦の特別利益と⑧特別損失の収支を加えたもので、4,106万1,237円となりました。

次に、当年度の資金状況でございます。3の資金収支状況をご覧ください。

①経常収入の1億7,496万9,694円は、給水費、給水手数料でございます。

②の経常支出の8,390万6,934円は、浄水給水費、企業債取扱諸費等となっております。

③の経常収支差額は9,106万2,760円の黒字でございます。

④資本的収入の6,935万4,000円は、新規加入金、これは国庫補助金等となっております。

⑤の資本的支出の2億425万1,363円は、建設改良費、企業債償還金等で

ございます。

⑥資本的収支差額は、1億3,489万7,363円の赤字となりましたが、歳入・歳出決算書小沼水道をご覧ください。こちらの16ページをお願いいたします。16ページの資本的収入及び支出の支出の表の※1番、資本的収入額が資本的支出額に不足するといったところなのですが、ここで先ほどの1億3,489万7,366円の不足が生じておりますけれども、不足額については現年度分損益勘定留保資金4,847万2,610円と建設改良積立金8,642万4,753円により全額を補填しております。

続きまして、この歳入・歳出決算書小沼水道の19ページをご覧ください。剰金処分計算書案でございます。

本議会におきまして、決算認定とあわせて、未処分利益剰余金から資本金への組み入れの議決を賜りたい利益の処分案でございます。

未処分利益剰余金は、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分したもののについて記載しております。

表の右側にあります未処分利益剰余金をどのように処分させていただくかということを表しております。

令和4年度の未処分利益剰余金が1億1,912万5,493円ございました。議会の議決により、8,642万4,753円につきましては、資本金へ組み入れさせていただきますようお願いいたします。

この金額については、資本的収支の不足分を補填する財源として、先ほど説明しましたように、建設改良積立金を取り崩した額となっております。残りの3,270万1,190円につきましては、御代田町水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条の規定により、減債積立金に820万円は企業債の償還を目的に4分の1以上を充てております。

次に、建設改良積立金2,400万円は、建設工事を目的に2分の1以上を充てております。

それから利益積立金50万1,190円は、欠損金を埋める目的にそれぞれに積み立てた剰余金を充てております。

したがって、処分後残高は、資本金が9億5,751万5,444円、資本剰余金合計が1,737万7,741円となり、繰越利益剰余金はございません。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算状況と利益の処分について説明をさせていただきます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上をもちまして、令和4年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より監査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

井田代表監査委員。

（代表監査委員 井田理恵君 登壇）

○代表監査委員（井田理恵君） 引き続き、監査の報告をいたします。代表監査委員の井田理恵です。議会選出の小井土哲雄監査委員と共に行いました、令和4年度決算審査の結果と講評について、監査委員を代表し、ここにご報告申し上げます。

私どもは、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定によって、町長より審査に付されました令和4年度御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算審査、並びに定額基金運用状況に関する関係書類の審査を実施いたしました。

審査意見書は、御代田町歳入歳出決算審査意見書及び定額基金運用状況審査意見書として、定例会議案書の48ページから60ページに記載いたしました。

決算審査意見書は、審査の概要、審査の結果、決算概況、所感から構成されています。

第3の決算概況につきましては、先ほど来、理事者側より詳細な説明が行われましたのでこの部分は省略させていただきます、第1、第2、第4についてご報告申し上げますことをご了承ください。

なお、定額基金運用状況につきましても、決算審査に準じた審査を行い、その運用と管理は適切と判断しましたので、同基金の意見書をご参照願えれば幸いと存じます。

第1に、決算審査の概要であります。まず、令和4年度御代田町歳入歳出決算審

査の対象は、一般会計と9つの特別会計の歳入歳出決算書及び関係書帳簿並びに証書類で、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでいます。特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載いたしました。

これら審査対象について、第1次的には、去る7月19日から21日に予備審査を行い、その後7月24日から8月1日まで本審査を行いました。

この審査に当たりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、1、法令に準拠して作成されているか、2、計数は正確であるか、3、予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか、歳入歳出に関する事務は、法令に適合し適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合いたしました。さらに、関係資料の提出を求め、関係者の説明を聴取し、必要に応じて預金証書等証券類の実査や金融機関の残高確認を行いました。

なお、定期監査及び例月出納検査等の結果もあわせて考慮して審査をいたしました。

第2は、審査の結果であります。これら審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、決算書等は正確かつ適正に作成されておりました。事務の執行についても、適正に処理されているものと認めました。

まず、決算書等の法令遵守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

次に、予算及び事務の執行状況であります。予算及び事務の執行並びに財産の管理など財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び書類との照合結果も符号しており、いずれも誤りがないことを認めました。

なお、町長より審査に付されました地方自治法第241条に定められた定額の資金を運用するための御代田町土地開発基金及び収入印紙等の購入基金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理は適切であると認めたことを改めて申し上げます。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

なお、課ごとの個別の疑問や問題点については、その都度ご注意申し上げており、多くはその後改善されております。

それでは、これより審査の所感に入ります。

第1は、報告書の作成に関してです。報告書の作成に当たっては、例年の作業であるため定型に数字などを入れ替えることは合理的であり否定するものではありませんが、不足する観点と、現状の認識不足とも捉えられる場面が散見されました。

1、変化の傾向比較に必要な前年対比の数値が抜けた実績値がありました。2、コロナ禍前の通常年時との比較の把握がされていないかなという場面がありました。3、表の意味を理解していれば気づくであろう数値の記載ミスが、前後が入れ替わっていたり、ということがありました。

これらについては、的確な理解と職員の皆さんが説明力をどこでも持つことにつながるため、さらなる研鑽を望んでいるところでございます。

いずれも職員の皆さんが予算執行当事者として年度総括を分析する感度を持ち、次年度からの有効な予算組立てにつながることを期待するものからでございます。

第2は、規制改革に伴う事務事業の見直しについてです。国など上部機関による事務事業の規制改革見直しに伴う制度の更新と周知に未整備な状況が見られました。

2020年11月には内閣府が決定した行政手続における押印義務の見直しに伴う事務手続の改正で、押印廃止が可能な事務処理について外部周知がなされず未実行な課が確認されました。その後すぐに直していただきましたけれども、ちょっと時間がたってからでございますので、しばらく間が空きました。

当該の改正は、行政手続における業務効率の改善、デジタル化推進など官民双方に関わる大事な事項です。国の制度改正に常に注意を向けて、その目的と意義を理解し、スピード感を持ち取り組んでください。

第3は、規則の運用についてでございます。慣例の見直しを必要とする場面が確認されました。

附属機関委員というのがございますが、それについて、民間機関の長または団体の長などを主に委嘱することを当町も慣例的に行っています。これについては責任性とその信頼性の観点と解釈して妥当と捉えています。

一方、地方自治法第138条では、行政執行のために必要な審査、審議、調査を行う機関を附属機関と定義し、原則委員は代理のきかない者とされています。欠席

または時にはその方が審議の参考として代理の方の出席も応変で否定するものではありません。しかし委嘱任命に当たり、最初から出席が困難な方ということがある場合は、今後は法規に沿った運用がされることを期待しています。

第4は、金券の管理と処分についてです。金券の管理と処分については、手順に統一性が確認されず、課題と捉えました。

令和4年度は、引き続きのコロナ対策事業として国から自治体へ多額の、皆さんも御存じな、議員の皆さんが認定された多額の補助金が歳入となりました。当町はこれらを有効に町民へ還元する事業の一つとして生活応援金や町独自の支援金、65歳以上など条件付きなものも加えまして、金券を作成し、送付してきています。発行と発送手順は、委託業者の方と町職員合同作業という状況を聴取確認しましたがけれども、在庫については保管状況が徹底されず、処分の記録はないとのことでした。実際の管理と処分は正しく行われているものと大体は理解します。よく聴取して確認しました。金券は間違いのないと私たちも信じています。ですけれども、金券は現金、公金といたしますし、同等であり公金です。一定期間であっても扱いの規則を設けるなどの安全管理が不可欠と考えます。今後も金券の発行を継続する中では、これについて適宜検討されるよう努めてください。

第5は、職員の職場環境整備についてです。職員の職場環境と安全衛生の整備について管理者の方々は、個々の残業時間のデータベース化をさらに進め、分析の上、把握し難いパーソナルな課題に向けて、ケアや環境改善に有効に役立つよう努めてください。

このたびの審査に当たり残業手当の該当する全ての対象職員について、残業時間の提出を求めました。健康被害を引き起こす可能性ボーダーラインの月45時間以上のものは認められなかったものの、あくまでも残業手当支給のデータ実績であり、申告についても実績とはやや乖離があるように感じました。各々が一日に可能な仕事量を把握し、サービス残業が発生しないよう、正しく必要な時間申告ができることが重要と捉えました。職員の皆さんが健康を保ち生き生きと業務を果たせることが、町民福祉への還元となります。意識改革のためにも全課に向け、ぜひとも課及び係単位で可能なノー残業デーを設けたり、これをぜひ実行されるよう進言いたしました。

以上が、一般会計等の決算審査報告の所感となります。

次に、令和4年度御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査の意見について、続けて申し上げます。

御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査意見書は、定例会議案書の61ページから64ページに記載いたしました。公営企業会計には出納整理期間がないことから、私どもの監査委員は、7月に水道事業決算審査を担当しました。決算審査に当たっては、一般会計の決算審査手続に準ずるとともに、毎月の月次出納検査の際の月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これらも参考に決算審査も行いました。

その結果、審査に付された御代田小沼水道事業決算書並びに附属書類は、いずれも法令に準拠し作成されており、その計数も正確であると認められました。

予算及び事務の執行並びに財産管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係書帳簿及び証拠書類との照合結果も符号しており、いずれも誤りがないと認められました。

決算審査の結論は、ただいま申し上げたとおりであります。決算概況について簡単にご説明いたします。

公営企業として令和4年度の業務活動の結果は、年度末の給水戸数が3,781戸で前年度から106戸の増となりましたが、その年間有収水量は81万6,000 m^3 で、コロナ禍の巣ごもり需要が解消されてきたことを受けて、前年度から2万2,000 m^3 の減となっています。営業成績は、営業収益が1億7,128万円で、当期純利益が2,985万円となり、前年度増収増益となりました。

一般企業で注目されているキャッシュフローでございますけれども、キャッシュフローは、業務活動資金は6,311万円プラスとなりましたが、積極的に設備投資活動を行っていることから、投資・財務活動資金のマイナスは大きく、年度末資金は前年比4,383万円の減少となりました。また、工事代金等の未払金が7,951万円計上されていることから、今後さらに資金を取り崩すこととなります。

それでは次に、御代田小沼水道事業会計の決算審査を終えての所見を簡単に3点ほど申し上げます。

第1に、発生主義に関することです。企業会計は年度末に未収収益や未払収益を

計上しますが、受取利息や支払利息は3月20日前後の決算期直前が決算期間の末日となっております。これは毎年の決まったことですのでございますけれども、未収利益、未払利息ともに少額であるために今年度も現金主義により処理しております。このことは、重要性の原則と継続性の原則から妥当であると考えております。

第2は、設備投資に関することです。近年は計画的に設備投資もされており、その結果として、有収率の向上、そして水質保全が担保されるなど投資効果が上がっているところです。引き続き計画的な設備投資が実施され、安心安全な水の供給と安定した事業の継続を期待しています。

第3は、経理事務に関してです。今年度の決算では、お話がありましたように、過年度損益修正損や前年度繰越利益剰余金など、通常時にない処理が必要となりました。公営企業会計は複式簿記であります。年度の積み重ねが財務諸表に反映していくこととなります。修正すべき点を発見した場合、そしてまた指摘を受けた場合には、今回のように速やかに修正することが必要です。

また、毎月試算表を確認することで、未処分や未払いのものがいないかを把握し、処理の漏れがないように事務を進めていくことがさらに望まれます。

以上が、令和4年度御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査の概要と監査の所感でございます。

○議長（五味高明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時36分）

（休 憩）

（午後 2時46分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第25 議案第81号 令和5年度御代田町一般会計

補正予算案（第3号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第25 議案第81号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書65ページをお願いします。

議案第81号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案(第3号)について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町一般会計補正予算(第3号)を、別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

67ページをお願いします。

令和5年度御代田町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億5,120万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,274万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、次のページの歳入歳出予算補正につきましては、議案書とは別になります。ファイル3-4の資料番号4をご覧ください。

初めに、歳入の主なものから説明をいたします。

款1町税、項1町民税は、補正額4,665万6,000円の増額で、個人町民税現年課税分になります。主に給与所得について、人数、それから所得額ともに増額となりました。

款11項1地方交付税は、普通交付税について4,214万1,000円を増額するものです。今年度の基準財政収入額と需要額を算定し、交付額が決定したものです。基準財政収入額のうち、町民税の個人と法人、固定資産税の家屋等償却資産の税収入が大幅に増となったことによりまして財源不足分が減少したため、昨年度、令和4年度と比較しますと普通交付税のほうは減少となっております。

款 1 5 国庫支出金、項 2 国庫補助金は、補正額で 1,452 万円の増額です。このうち道路メンテナンス事業補助金は、鉄道事業者との点検協定により橋梁点検を行うため補助金を増額するものです。

款 1 7 財産収入、項 2 財産売却収入は、土地売却収入として 1 億 9,498 万 4,000 円を増額するものです。旧役場庁舎跡地の鑑定価格が出たことと跡地にある車庫やアスファルト、擁壁などの撤去費用の積算ができたため、売却収入を見込んでおります。

款 1 9 繰入金、項 1 基金繰入金 3 億 5,600 万円です。こちらは財政調整基金から繰り入れるものです。令和 4 年度の決算剰余金など財政調整基金に積立てしたものを地域福祉基金や社会資本整備基金など特定目的基金への積立金の財源とするため、繰入れを行います。なお、繰入れ後の財政調整基金の年度末の残高につきましては 25 億円を見込んでおります。

款 2 0 項 1 繰越金は、前年度繰越金として 1 億 9,908 万 3,000 円を増額補正するものでございます。

款 2 2 町債は 2,259 万 2,000 円の減額で、このうち臨時財政対策債 2,249 万 2,000 円の減は、普通交付税の算定結果により財源不足が減少したため、発行額を減額するものでございます。

歳入合計補正額 8 億 5,120 万 4,000 円となっております。

次の 2 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費は 1,801 万 2,000 円の増額で、このうち電気料 355 万 8,000 円は電気料金値上げによるもの、それからシステム借上料 328 万円はオフィスソフトのライセンスを 1 年分一括で支払う必要があることから増額するものになります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費は 1 億 1,473 万 6,000 円の増額で、地域福祉基金積立金 9,700 万円、こちらにつきましては高齢者生活応援券事業を 20 年間継続できるよう基金の目標額を 5 億円と考えまして、今年度末の基金残高の見込みと今回の積立金をあわせまして合計 5 億円とするための積立てとしております。

また、長野県価格高騰特別対策支援事業給付金 800 万円は、県の補助事業として新たに制度が設けられたもので、住民税所得割非課税世帯、それから家計急変世

帯に対しまして1世帯当たり2万円を給付するものです。

項2 児童福祉費は2,253万1,000円の増額で、児童手当所得制限撤廃分1,200万円は町独自に新規事業として行うものでございます。

児童手当につきましては、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としまして、国の施策として実施しております。しかし、所得上限限度額により受給できない世帯があるため、町では子育て支援に所得制限は不合理であり、児童を養育する全ての世帯が早期に児童手当を受けられるよう、所得上限限度額以上の所得がある世帯に対しまして、特例給付同等額として児童1人当たり月額5,000円を支給するものでございます。

次の長野県子育て世帯生活支援特別給付金414万円は、こちらも県の補助事業として新たに制度が設けられたもので、国の支援制度がない住民税所得割非課税世帯の児童手当受給世帯に対しまして、児童1人当たり3万円を支給するものです。

款7 商工費は2,070万8,000円の増額で、工業振興奨励補助金2,046万9,000円は令和4年中に取得した設備等の実績により補助金を増額するものです。

款8 土木費、項1 土木管理費は4億3,363万3,000円の増額で、今後の大型道路事業やまちづくり事業に備えまして、社会資本整備基金へ4億3,300万円を積み立てるものです。

項2 道路橋梁費は2,906万5,000円の増額で、調査測量設計委託料1,552万4,000円は、道路メンテナンス事業について鉄道事業者との点検協定に基づき橋梁点検を行うために増額するものです。また、橋梁維持補修工事804万5,000円は、資材の高騰や特殊工法が必要となったことから増額をするものです。

3ページをお願いいたします。

款10 教育費、項1 教育総務費です。こちらは将来の小学校の建替えに備えるため、町立小学校建設基金積立金として5,000万円を増額するものです。

項6 学校給食費は、学校給食運営基金積立金7,600万円、こちらは学校給食無償化事業を10年間継続できるよう基金目標額を3億円と考えまして、今年度末の基金残高見込みと今回の積立金をあわせまして3億円とする積立金となっております。

ます。

款 1 2 公債費の償還元金 1,610 万円の増額は、令和 4 年度の起債の財源の捉え方に相違があったため、今回、繰上償還をするものでございます。

款 1 4 予備費は 7,272 万 6,000 円を増額しまして、歳入歳出調整をして歳出合計補正額 8 億 5,120 万 4,000 円となっております。

議案書に戻りまして、議案書の 72 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為です。こちらは新たに債務負担行為を計上するものです。

庁舎夜間警備受付業務委託料として、期間は令和 5 年度から令和 6 年度まで、限度額は 899 万 4,000 円としております。

こちらは令和 6 年度から宿直業務を委託するに当たり、従事者の事前研修などが必要になることから、令和 5 年度中に契約をする必要があるため、新たに債務負担行為を計上するものです。

次に、73 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正です。こちらは地方債の変更になります。

まず、防災対策事業債は小型消防ポンプ購入の事業費が確定したため、補正後の限度額を 7,230 万円として 10 万円の減額をします。

臨時財政対策債は、普通交付税の算定に伴い発行額が確定したことから、補正後の限度額 3,750 万 8,000 円として 2,249 万 2,000 円の減額をするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 26 議案第 82 号 令和 5 年度御代田財産区特別会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 26 議案第 82 号 令和 5 年度御代田財産区特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の99ページをお願いいたします。

議案第82号 令和5年度御代田財産区特別会計補正予算案(第1号)について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田財産区特別会計補
正予算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

101ページをお願いいたします。

令和5年度御代田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、変更はないものとする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正の内容につきましては、8月17日開催の御代田財産区管理会におい
て同意をいただいたものとなっております。

議案書102ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入についてです。

款2繰入金、項1基金繰入金は103万8,000円を減額するものです。令和
4年度の繰越金が確定したことにより、財政調整基金からの繰入金を減額します。

款3項1繰越金は103万8,000円を増額するものです。こちらは令和4年
度の繰越金になります。

歳入合計の補正額は0円で、予算額の変更はありません。

続きまして、103ページをお願いいたします。

こちらは歳出になりますが、歳出の補正はありません。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第27 議案第83号 令和5年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案(第1号)について―――

○議長(五味高明君) 日程第27 議案第83号 令和5年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書107ページになります。

議案第83号 令和5年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小沼地区財産管理特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、109ページをお願いいたします。

令和5年度小沼地区財産管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、変更はないものとする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらの補正の内容につきましては、8月18日の小沼地区財産管理委員会のほうで同意を得たものとなっております。

続きまして、110ページ、第1表 歳入歳出予算補正になります。

まず、歳入になります。

款2繰入金、項1基金繰入金は13万4,000円を減額するものです。令和4年度の繰越金が確定したことにより、財政調整基金からの繰入金を減額します。

款 3 繰越金、項 1 繰越金は 1 3 万 4, 0 0 0 円を増額するものです。こちらは令和 4 年度の繰越金になります。

歳入合計の補正額は 0 円で、予算額の変更はありません。

1 1 1 ページをお願いします。

こちらは歳出ですが、こちらについての補正はありません。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 8 議案第 8 4 号 令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 8 議案第 8 4 号 令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の 1 1 5 ページをご覧ください。

議案第 8 4 号 令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

1 1 7 ページをご覧ください。

令和 5 年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7, 6 2 4 万 1, 0 0 0 円を追

加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ16億6,722万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

118ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款1項1国民健康保険税2,331万円の減額でございます。こちらは当初課税による調定額の確定に伴いまして減額をするものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金37万2,000円の増額でございます。令和5年度普通交付税の算定結果に基づき、額が確定した財政安定化支援事業繰入金を増額するものでございます。

款7項1繰越金、令和4年度決算の確定に伴いまして9,917万9,000円の増額をするものでございます。

歳入合計7,624万1,000円の増額補正でございます。

119ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3国民健康保険事業費納付金ですが、こちらは財源の変更となっております。

款7項1予備費につきましては7,624万1,000円の増額となっております。

歳出合計7,624万1,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第29 議案第85号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第29 議案第85号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) それでは、議案書の125ページをご覧ください。

議案第85号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

127ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,336万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,006万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

128ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款5項1支払基金交付金69万9,000円の増額でございます。こちらは介護給付費交付金の確定に伴いまして、過年度追加交付による増額をするものでございます。

款7財産収入、項1財産運用収入3万2,000円の増額でございます。介護保険基金預金利子の確定に伴い増額をするものでございます。

款9項1繰越金、令和4年度決算の確定に伴いまして6,263万5,000円の増額をするものでございます。

歳入合計6,336万6,000円の増額補正でございます。

129ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 4 項 1 基金積立金 4 万円の増額でございます。歳入の介護保険基金預金利子の確定に伴いまして増額をするものでございます。

款 5 項 1 諸支出金 2,372 万円の増額でございます。前年度実績に伴います、国、支払基金、県への返還金等を増額するものでございます。

款 6 項 1 予備費につきましては 3,960 万 6,000 円の増額となっております。歳出合計 6,336 万 6,000 円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 30 議案第 86 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 30 議案第 86 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の 134 ページをご覧ください。

議案第 86 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

136 ページをご覧ください。

令和 5 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,794万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

137ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4項1繰越金、令和4年度決算の確定に伴いまして26万6,000円の増額をするものでございます。

したがいまして、歳入合計26万6,000円の増額補正でございます。

それから、138ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5項1予備費につきまして26万6,000円の増額となっております。

歳出合計26万6,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第31 議案第87号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第31 議案第87号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書143ページをご覧ください。

議案第87号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日 提出
御代田町長 小園拓志

次の145ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,280万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億874万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の146ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正になります。

歳入です。

款3繰入金、項1他会計繰入金1,332万4,000円の減額をお願いいたします。こちらは一般会計からの繰入金でございますが、前年度繰越金の確定及び歳出において浅麓環境施設組合の予算補正による下水道汚泥負担金の減額によるものでございます。

款4項1繰越金843万1,000円の増額をお願いいたします。こちらは前年度繰越額の確定によるものでございます。

続いて、款6項1町債1,770万円の増額をお願いいたします。公共ます設置工事件数の増加による工事費の増に伴うものでございます。下水道事業債借入額充当率100%でございます。

歳入の合計は1,280万7,000円を増額し、総額9億874万2,000円となります。

続いて、147ページをご覧ください。

歳出です。

款 1 土木費、項 1 都市計画費、補正額 1,280 万 7,000 円の増額をお願いいたします。公共ます設置工事の申請件数の増加による 1,770 万円の増額、浅麓環境施設組合補正予算による下水道汚泥処理負担金 489 万 3,000 円の減額によるものでございます。

款 2 公債費については、一般会計からの繰入れの財源を変更いたします。

歳出合計が 1,280 万 7,000 円を増額し、総額 9 億 874 万 2,000 円となります。

次の 148 ページをご覧ください。

第 2 表 地方債補正です。

変更をします。

起債の目的は公共下水道事業です。歳出で説明しました公共ます設置工事の増額によるもので、補正前の限度額 1 億 4,320 万円を 1,770 万円増額し、補正後の限度額を 1 億 6,090 万円とします。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じです。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 32 議案第 88 号 令和 5 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 32 議案第 88 号 令和 5 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書 153 ページをご覧ください。

議案第 88 号 令和 5 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

地方公営企業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の155ページをご覧ください。

令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第2号）

令和5年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第1条 令和5年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的収入につきましては、第41款水道事業収益、第1項営業収益は補正ありません。第2項営業外収益510万円の増額をお願いいたします。

8月1日に発生した局地的な雷雨により、塩野配水池のポンプ制御盤と長坂受水槽の水位計が故障したため、緊急に修繕を実施する費用について100%建物共済の補償対象となるため、増額するものでございます。

補正の額の合計は510万円の増額で、総額2億437万6,000円となります。

次に、収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用685万3,000円の増額をお願いいたします。

先ほど説明しました塩野配水池のポンプ制御盤及び長坂深井戸の水位計の修繕で510万円の増額、産休職員の代替となる会計年度任用職員1名の総係費147万1,000円の増額、時間外勤務の増加による手当19万9,000円の増額、プリンター修繕費6万7,000円の増額をお願いするものでございます。第2項営業外費用及び第4項予備費の補正はありません。

補正額の合計は685万3,000円の増額で、総額1億9,741万1,000円となります。

（資本的支出の補正）

第2条 予算第4条中に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

156ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、第71款資本的支出、第1項建設改良費502万7,000円の増額をお願いいたします。

小規模な配水管布施工事及び下水道工事で支障となる配水管の布設替え工事、配水管未整備箇所の整備で下水道工事にあわせて布設する工事でございます。

第2項企業債償還金及び第3項予備費の補正はありません。

したがいまして、補正額の合計が502万7,000円の増額で、総額1億6,917万9,000円となります。

(職員給与費の補正)

第3条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらにつきましては、時間外勤務の増加に伴う総係費の増額をお願いいたします。

職員給与費としまして、159ページにもありますように、手当19万9,000円を増額補正するものでございます。

補正額の合計が19万9,000円の増額で、総額2,742万4,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第88号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

――― 日程第 3 3 報告第 6 号 令和 4 年度御代田町財政健全化判断比率及び

資金不足比率の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 3 報告第 6 号 令和 4 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書 1 6 0 ページをお願いいたします。

報告第 6 号 令和 4 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

1 6 1 ページをお願いいたします。

初めに、1 の健全化判断比率についてです。

実質赤字比率は、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。当町の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、それから小沼地区財産管理特別会計の 3 会計で構成されており、その普通会計の収支決算が黒字であるため、実質赤字比率の算定結果は数値なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率は、御代田町全体の赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。一般会計及び特別会計 9 会計と御代田小沼水道事業会計、全ての収支決算が黒字のため、連結実質赤字比率の算定結果も数値なしとなっております。

次に、実質公債費比率は、御代田町全体と佐久広域連合や浅麓環境施設組合などの一部事務組合を含めた公債費負担の割合をいうもので、標準的な財政規模に対して実質的に公債費として支出した額の割合を算定するものです。

一般会計の公債費のほか、特別会計や広域連合等、一部事務組合へ支出している繰出金や負担金のうち、実質的に公債費へ充当している額を用いて算定しております。

令和 2 年度から令和 4 年度の 3 か年の平均で 9.8 % となり、昨年度から 1.5 ポイント減少しております。こちらについては当比率が 3 年度平均で算定されること

から、令和4年度の単年度比率が7.3%になりまして、こちらが加わったことにより大きく減となったものです。

この令和4年度の単年度比率につきましては、前年度に比べ4.4ポイント減となっております。一般会計の公債費につきましては、今後も減少していくと見込んでおります。

次に、将来負担比率は、町全体と一部事務組合、土地開発公社などの持つ負債のうち、基金や特定収入で賄い切れない部分の標準財政規模に対する割合をいいます。町の将来負担が見込まれる額に対し基金残額や将来充当可能な財源が上回るため、将来負担比率は数値なしとなっております。

続きまして、2の資金不足比率です。

公営企業会計それぞれ4会計において単年度資金に不足額が生じていないため、こちらにも数値なしとなっております。

報告については、以上となります。

○議長（五味高明君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

監査委員より財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

井田代表監査委員。

（代表監査委員 井田理恵君 登壇）

○代表監査委員（井田理恵君） 監査委員を代表し、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

ただいまご説明もありましたが、監査委員としての所見を述べさせていただき、ご報告をいたします。

財政健全化法は、自治体の財政状況を早い段階から把握するためにできた制度です。その骨子は、収支が赤字か否か、公債費等の借入れが財政規模に比較して多過ぎないかのチェックにあります。

具体的には、財政健全化法第3条で一般会計等の健全化についての審査を、同法第22条で公営企業の収支が経営健全化から見て資金に問題がないか否かの審査を監査委員が担任しているところであります。

第3条関係の審査意見書は、定例会議案書の162ページに記載いたしました。

私どもは、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条に基づき、町長より提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。

健全化判断比率の算定の基礎となる関係書類の審査の概要ですが、これらが法令に準拠して適正に作成されているか、資料に基づいて算定した健全化判断比率は正確なものか否かについて審査を行いました。

第2に、審査の結果であります。

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。

令和4年度の御代田町の一般会計及び財政健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は黒字となっています。

したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率と町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字がありませんでしたので算定されていません。

次に、実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数です。当期は比率が9.8%、前年比1.8%の減少となりました。政令で定める財政健全化計画を作成すべき比率は25%ですので、問題ないものと判断いたしました。

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すという、とても大事な指標です。こちらも町の貯金に当たります財政調整基金等の残額が相当額あることから、数値は算定されていません。また、財政健全化計画を作成すべき基準は350%ですので、これにつきましても問題はありません。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見でございます。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業会計の資金不足比率について申し上げます。

第 2 2 条関係の意見書は、議案書の 1 6 4 ページに記載しています。

この審査に当たりましても、財政健全化法第 3 条の審査に準じて所要の審査手続を実施いたしました。

その結果、4 つの公営企業は、いずれも資金収支に問題がなく、資金不足は生じていません。このため、資金不足比率についても数値が算定されていません。

以上の結果、財政健全化法第 3 条及び第 2 2 条に関連して、経営健全化の見地から、是正、改善を要すると指摘する事項は今のところは全くありませんと申し上げます。

結びに当たり、8 月 3 0 日には小園町長はじめ幹部職員の皆さんへ向け、今、申し述べました所見に具体的な状況をさらに加えて決算審査の講評を申し上げました。その際、前向きな受け止めの返答、そしてご挨拶をいただきました。あわせてお伝えします。その思いを私たち監査委員は受け止めました。

また、決算書作成に当たった職員、そして当意見書の取りまとめに協力いただいた監査委員事務局職員ほか、そして共に監査業務にお働きいただいた議会選出監査委員の小井土哲雄議員と皆さんに感謝し、令和 4 年度御代田町決算審査意見書の報告を終わります。

長々とお清聴ありがとうございました。代表監査委員、井田理恵でございました。ありがとうございます。

○議長（五味高明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、令和 4 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

―――日程第 3 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) 議案書165ページをご覧ください。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、尾臺良左氏でございます。

令和5年9月4日 提出

御代田町長 小園拓志

現在、人権擁護委員として3期活動いただいております尾臺氏ですが、本年12月31日をもって任期が満了となります。経験豊富で適任者であることから、引き続き要職を担っていただくため、再任の推薦をするものでございます。

議会の同意がいただけましたら、法務大臣に委員の推薦をいたします。

任期は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間となります。

市町村が推薦し、法務大臣が委嘱するまでに期間を要するため、本定例会に提出をするものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、諮問第2号を採決します。

本案は、適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成挙手多数であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時42分